

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
福島市	ない							低い	ある		1 福島型給食推進事業 (副食費の負担軽減として、1,000円の減額。) 2 多子世帯負担軽減事業(市町村民税所得割額が78,000～183,000円未満の世帯で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間の子どもが2名以上いる場合、最年長から順に2人目半額・3人目以降無料。)		
会津若松市	ない							低い	ある	ない	3号認定こどもの保育料の軽減措置について、多子世帯軽減の第一子の基準範囲を小学校3年生まで拡大	ない	ない
郡山市	ない							低い	ある		世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施 18歳未満の兄弟が2人以上いる3歳未満の児童に係る保育料を軽減	18歳未満の兄弟が1人以上いる満3歳未満の児童に係る保育料に対し補助 世帯の市民税所得割額が133,000円未満の世帯の第一子児童に係る保育料の無料化・軽減を実施	
いわき市	ある						・赤ちゃん絵本プレゼント事業 対象者及び受給資格者は出産支援金と同じ。 1歳の誕生日に、父又は母が4種類の絵本の中から選択した1冊を、市から送付する。	低い	ある		18歳に満たない者が3人以上いる世帯で、年長の児童から数えて第3子以降で、かつ3歳未満の児童が市の認可施設を利用する際の負担額の軽減		
白河市	ある		①クーポン券 3万円分	①クーポン券 3万円分	①クーポン券 3万円分	①クーポン券 3万円分	①本市に住居登録がある1歳児から3歳児の保護者にクーポン券を交付する。クーポン券は、市内の取扱店舗でオムツやミルクなどの購入時に使用できる。 ②本市に住居登録がある小学校1年生を養育している保護者に、入学祝金を支給する。	低い	ある		第2子半額第3子以降無償 18歳未満まで第1子とするが、進学等により生計を一にしている場合は18歳以上でも第1子対象		
須賀川市	ある						出生の届出をしたお子さんの養育者に「子育て応援ギフト」として5万円給付 ※保健師との面談実施を条件とする。	低い	ない				
喜多方市	ない							低い	ある		県が行う多子世帯保育料軽減事業に市が上乗せ補助 (保育料の全額または2分の1を補助)	県が行う多子世帯保育料軽減事業に市が上乗せ補助 (月額15,000円または保育料の2分の1を補助)	
相馬市	ない							低い	ある		保護者等の所得により、現行の保育料を40%または20%減額 ①市県民税所得割額が97,000円未満の世帯 ⇒ 40%軽減 (年収※約470万円未満の世帯) ②市県民税所得割額が97,000円以上の世帯 ⇒ 20%軽減 (年収※約470万円以上の世帯) ※年収の表示はあくまで目安。		
二本松市	ない							低い	ある		【3号認定】 第1子は、月額5,000円又は全額助成(低所得者世帯) 第2子以降は、全額助成(※所得により第2子とする定義は異なる。)	第2子以降は全額助成 ※所得により月額5,000円上限	

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
田村市	ない							低い	ある		・第三子以降(年齢制限なし)は保育料全額減免	・認可外保育施設(事業所内保育施設を除く)の設置者が、当該保育施設に在在する、保護者が現に扶養している児童(18歳に達するまでの者)が3人以上いる世帯における、3人目以降の児童(当該年度の4/1現在の年齢が3歳未満の児童に限る)の保育料等の減免をする場合に、認可外保育施設設置者へ補助金を交付する。 月額10,000円又は月額保育料の1/2のいずれか低い額。	特になし
南相馬市	ある	月額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	○在宅保育支援金支給事業市内に住所を有し、かつ居住している者で満3歳に達する日までの乳幼児(0~2歳)を家庭で養育している者	低い	ある	給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	・0~2歳児について、市独自の制度により保育料無料 ・3~5歳児の給食費保護者負担分について軽減及び助成を実施	市内に住所を有し、市内の認可外保育施設を利用している保護者に対し助成 3歳未満児の非課税世帯 42,000円/月上記以外 42,000円/月	該当なし
伊達市	ある						1歳~3歳になる子どもに知育絵本をプレゼント。対象となる子どもの家庭へ絵本注文チケットを郵送。チケットが届いたらWebから注文。	低い	ある		国基準より低い保育料を設定している。		
本宮市	ない							低い	ある	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料	・第1子:市民税所得割額非課税世帯…保育料無料、その他の世帯…5,000円減免 ・第2子:(就学前施設同時入所で第1子が0~2歳児の場合)…保育料無料、それ以外の場合…5,000円減免	0~2歳児については、公立保育所と同等の助成(ただし、公立保育所保育料を上回らない範囲)	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料
桑折町	ない							低い	ない				
国見町	ない							低い	ない				
川俣町	ない							低い	ある	認定こども園等に同時に就園している場合、第2子に、納付した保育料を限度とし、月額3,000円を上限に「保育奨励金」として支給。第3子については無料。ただし、保育料に未納がある場合は支給しない。			
大玉村	ある	1万円/月			30万円 祝金	30万円 祝金	月額・年額欄に対する条件)保育施設等を利用していない対象乳幼児(6ヶ月~1歳)を在宅で育児している保護者※その他要件有り	低い	ある	・スクールバス使用料の無料	・入所時点で保護者及び児童が大玉村に住所がある場合の保育料無料		
鏡石町	ない							低い	ある	副食費無償	副食費無償		
天栄村	ない							低い	ある		村内に住所を有する者は保育料無料。		
下郷町	ない							低い	ある		・2歳児以上の保育料無償化 ・給食費無料 どちらも所得制限なし		
檜枝岐村	ある	月額5,000円	月額5,000円	月額5,000円	月額5,000円	月額5,000円	三歳児未満の児童1人につき、月額5,000円支給。村に住所を有する三歳未満の乳幼児を扶養し、引き続き永住見込みの保護者	低い	ない				
只見町	ある	年額	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	母子・父子世帯の児童	低い	ある		全て無償化		
南会津町	ない							低い	ある	副食費無償	副食費無償 0~2歳児保育料の半額助成		
北塩原村	ない							低い	ある	無料	18歳に満たない者が3人以上いる世帯で、年長の児童から数えて第3子以降で、かつ0~2歳児であるの児童の保育料を助成	月額保育料1/2(上限15,000円)を助成する。	
西会津町	ある	社会保険等の育児休業手当を受給していない方で、町内の保育施設を利用していない2歳未満の児童	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	社会保険等の育児休業手当を受給していない方で、町内の保育施設を利用していない2歳未満の児童	低い	ある	無料	無料		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
磐梯町	ある		小学校入学 100,000円 中学校入学 100,000円	小学校入学 100,000円 中学校入学 100,000円	小学校入学 100,000円 中学校入学 100,000円	小学校入学 100,000円 中学校入学 100,000円	入学祝い金 支給対象児を養育する者が本町に住居登録され、支給対象児とともに本町に居住していること。町税等の滞納が無い事。支給対象児とともに本町に定住する意思を有すること。	低い	ある	なし ※国の幼児教育・保育の無償化により保育料無料	多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、第1子の範囲を中学校卒業までの子に拡大し、なおかつ第2子以降の保育料を免除にする。(税金等の収納状況の確認あり)	※多子世帯該当者については2号、3号認定と同じ軽減措置	※多子世帯該当者については2号、3号認定と同じ軽減措置
猪苗代町	ない							低い	ない				
会津坂下町	ない							低い	ない				
湯川村	ない							低い	ない				
柳津町	ある		小学校入学時商品券 30,000円 中学校入学時商品券 50,000円	小学校入学時商品券 30,000円 中学校入学時商品券 50,000円	小学校入学時商品券 30,000円 中学校入学時商品券 50,000円	小学校入学時商品券 30,000円 中学校入学時商品券 50,000円	小学校及び中学校に入学する年度の4月2日現在において、入学対象となる子又は、父母(養父母)のどちらかが1年以上前から当町に住所を有していること(転入により1年未満の者は、1年経過後に申請可) 対象となる子の父母(養父母)に町税等の滞納がないこと	低い	ある	対象施設無	所得・児童の年齢を問わず保育料を無料化	対象施設無	対象施設無
三島町	ない							低い	ある	ない (管内に対象施設なし)	町内の保育所に入所する2号、3号認定者全員の保育料を無料としている。	ない (管内に対象施設なし)	ない (管内に対象施設なし)
金山町	ある	5,000円/児童1人当たり					3歳に到達する月まで、おむつ代の給付	低い	ある	対象施設無し	保育料無料		
昭和村	ない							低い	ない				
会津美里町	ある						・小中学校入学時に30,000円を支給 ・中学校卒業時に50,000円を支給 (いずれも住所要件あり)	低い	ある		3号認定のみ 保育料の軽減措置(2子目半額・3子目無償)		
西郷村	ない							低い	ある	-	村独自の軽減率で実施 (添付資料 1)	-	-
泉崎村	ある	月額5,000円	0円	5,000円	5,000円	5,000円	乳幼児1人当たり5千円 第2子以降に生まれた3歳までの乳幼児 保育施設サービスを受けていない乳幼児	低い	ある	幼稚園保育料、バス使用料、給食費無償 村税等に滞納がないこと	第2子以降保育料減免 高年齢順に上から2番目以降の児童 村税等に滞納がないこと 所得の合計が780万円を超えないこと		
中島村	ない							低い	ある	幼稚園保育料、バス使用料、給食費無償 ・村税等に滞納がないこと	第2子以降保育料減免 ・高年齢順に上から2番目以降の児童 ・村税等に滞納がないこと ・所得の合計が7,800,000円を超えないこと		
矢吹町	ない							低い	ある	3歳児以上は保育料無料	第3子以降無料化		
棚倉町	ない							低い	ある		第2子1/3、第3子以降無料 (小学校就学前の兄弟を最年長者とし、第1子、次の子を第2子と数える)		
矢祭町	ある	10年間で50万円	なし	なし	2歳～11歳までの10年間5万円ずつで50万円	2歳～11歳までの10年間5万円ずつで50万円	・誕生日の翌月に支給 ・当該児童が、矢祭町に住所を有しなくなった場合は支給しない	低い	ある	入園料のみ	兄、姉在籍の場合その子から数えて第2子の場合半額 第3子の場合無料	なし	なし
塙町	ない							低い	ある	保護者負担金無償			
鮫川村	ない							低い	ある	給食費無償化	給食費無償化 3号認定は保育料が国基準の半分以上		
石川町	ある	月額10,000円					保育施設等を利用していない対象乳幼児。(生後6ヶ月～3歳未満)を在宅で育児している保護者	低い	ある	副食費補助	公立施設:副食費無料 民間施設:副食費補助	なし	なし

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担額が国基準より低い	市町村における独自軽減の措置の有無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新制度に移行した幼稚園等の学校教育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
玉川村	ある	一人当たり月額5,000円	月5,000円	月5,000円	月5,000円	月5,000円	①保護者が村に住所を有し1年以上居住していること ②保護者が児を養育していること ③保護者及び保護者と生計を一にする者が村税等を滞納していないこと ④満3歳の誕生日を迎える月まで支給	低い	ある		【3号認定】18歳未満の者が3人以上いる世帯における第3子以降の児童の保育料を補助		
平田村	ある		・小中学校入学祝金50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	・小中学校入学祝金50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	・小中学校入学祝金50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	・小中学校入学祝金50,000円 ・中学校入学特別支援金30,000円	本村に住所を有し、3か月以上養育している者	低い	ある	幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし	2号は幼児教育保育の無償化により、保育料0円のため独自軽減はなし。 3号は全年齢無償化。	施設等利用給付を実施	該当施設なし
浅川町	ない							低い	ある	町内に住所がある場合授業料の免除	保育料を基準額の1/3に軽減		
古殿町	ある	月額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	高校生であること	低い	ある	こども園、預かり保育にかかる料金、給食費は無料。	こども園保育料、給食費・副食費は無料。	認可外保育はない。	新制度に移行しない幼稚園はない。
三春町	ある			5,000円(在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	5,900円(在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	5,900円(在宅で養育) ※施設利用児についても助成あり。	18歳以下の子どもを2人以上養育している世帯の第2子以降の乳幼児。(第2子は、町民税非課税又は均等割割のみ納付する世帯)	低い	ある		第2子半額、第3子以降無料 ・同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とする。		
小野町	ある		①2万円(年額) ②1,800円(月額) ③3万円 ④3万円	①2万円(年額) ②1,800円(月額) ③3万円 ④3万円	①2万円(年額) ②1,800円(月額) ③3万円 ④3万円	①2万円(年額) ②1,800円(月額) ③3万円 ④3万円	①満1・2歳 育児世帯支援給付金 ②小学校就学前の3年間 育成支援金(栄養費助成) ③小学校入学祝金 ④中学校入学祝金	低い	ある	第2子半額、第3子以降無料 ※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなることに第2子、第3子以降の子とする。	第2子半額、第3子以降無料 ※第2子及び第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子の中で、最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなることに第2子、第3子以降の子とする。		
広野町	ない							低い	ある		第3子以降無料 第3子以降の区分については、同一世帯において満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子のなかで最も年長の者を第1子とし、以下順に年齢が小さくなることに、第3子以降の子とする。		
楡葉町	ない							低い	ある	町の住民基本台帳に登録されている児童の場合、保育料・副食費免除	【2号・3号認定】町の住民基本台帳に登録されている児童の場合、保育料・副食費免除		
富岡町	ない							低い	ある	・保育料無償	・保育料無償 ・町外避難者へは保育料助成	・町外避難者へは保育料助成	
川内村	ある	月額	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	保育施設等を利用していない幼児(1歳～3歳未満)を在宅で育児している保護者 ※その他要件有	低い	ある	保育料全額助成(所得制限なし) *一定の条件あり	保育料全額助成(所得制限なし) *一定の条件あり	無	無
大熊町	ない							ほぼ同額	ある	・保育料無償	・保育料無償 ・町外避難者へは保育料助成	・町外避難者へは保育料助成	
双葉町	ない							ほぼ同額	ある		当町に住民登録があり、避難先で保育施設等に入所している方へ、保育料のみ助成。(ただし、保育に欠ける場合のみ)	当町に住民登録があり、避難先で保育施設等に入所している方へ、保育料のみ助成。(ただし、保育に欠ける場合のみ)	
浪江町	ない							低い	ある	・町立認定こども園 減免措置あり ・避難先の保育所等 基本月額保育料を助成	基本月額保育料を助成		
葛尾村	ない							低い	ない				
新地町	ある	月額5,000円または10,000円で年2回支給					小川定住促進住宅(15歳以下の子どもを養育している)で家賃を完納している世帯主。若者定住促進住宅(12歳以下の子どもを養育している)で家賃を完納している世帯主。	低い	ある		①同一生計の世帯から町内保育所に2人以上入所している場合、2人目以降の保育料は無料。 ②保育料軽減助成金として月3,000円を支給		
飯館村	ある	小学校入学時100,000円 中学校入学時100,000円 高校入学時200,000円					子及び両親のどちらかが村の住所を有していること	低い	ある	保育料無料	おやつ代以外の保育料無料		

子育てに関する支援1

市町村	13 児童の育成を支援する手当などの給付							14 保育料の独自軽減・減免					
	制度の有無	月額・年額	第一子 給付額 (円)	第二子 給付額 (円)	第三子 給付額 (円)	第四子以降 給付額 (円)	給付条件・制限等	保育料の負担 額が国基準よ り低いかな	市町村にお ける独自軽減 の措置の有 無	独自軽減措置の内容			
										1号認定 ※「1号認定」とは、満3歳以上で、新 制度に移行した幼稚園等の学校教 育のみを受ける子ども)	2号、3号認定 ※「2号認定」とは、満3歳以上の保 育を必要とする子ども ※「3号認定」とは、満3歳未満の保 育を必要とする子ども	認可外保育	新制度に移行しない幼稚園
市町村 合計	24							50					

保育標準時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位：円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童（月額）			3歳以上児
国階層区分	階層区分	定 義	満 額 （1人目）	1/2 （2人目）	無料 （3人目）	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,800	4,400	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	9,400	4,700	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	12,600	6,300	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	16,600	8,300	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	20,600	10,300	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	25,000	12,500	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	28,200	14,100	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	31,200	15,600	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	34,200	17,100	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	36,200	18,100	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	38,200	19,100	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	40,000	20,000	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	44,000	22,000	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	48,000	24,000	0	0

年齢基準日：令和5年3月31日

階層区分の認定について

- ① 保育料は、4月～8月分は前年度の父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者)の村民税所得割の合計額、9月～翌年3月分は当年度の村民税所得割の合計額によって決定いたします。ただし、保育料の算定においては寄附金税額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除等は適用されません。
- ② 父母のいずれも村民税(所得割・均等割)が課税されておらず、祖父母と同居している場合は、祖父母のどちらか一方(最多収入・最多納税者)を「家計の主宰者」と認定し、その方の村民税所得割額で保育料を算定します。
- ③ 適用する年齢については、当該年度の初日の前日(3月31日)現在の満年齢を適用します。よって、年度の途中で誕生日を迎え年齢が変わっても、その年度内の保育料に変更はありません。
※当該年度の3月31日時点で2歳だった児童が、年度途中で誕生日を迎え3歳となった場合でも、保育料は無料にはなりません。
- ④ 村外の保育園を希望される場合でも、保育料は上記または裏面の金額となります。

課税額に変更があった場合

課税額に変更があった場合は、福祉課子ども施設係へご連絡ください。課税額が変わったことを確認させていただき、確認が取れた月の翌月から保育料が変更となります。

※ご注意くださいこと※

- 父母等が未申告の場合には、保育料は最高額算定(上記または裏面表のD12階層の金額)となります。後から申告をしても、課税額が確認できた月以前に遡って保育料を変更することはできません。
- 保育園を利用しない日があっても、その分の保育料を日割りしてお返しすることはできません。全額をご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

裏面は、「保育短時間保育料」・「保育料の軽減」・「保育料の納入方法」・「延長保育料」について記載してあります。

保育短時間保育料徴収金基準額及び入力階層一覧表

単位：円

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分			3歳未満児童（月額）			3歳以上児
国階層区分	階層区分	定 義	満 額 （1人目）	1/2 （2人目）	無料 （3人目）	
1	A	生活保護世帯	0	0	0	0
2	B	村民税非課税世帯	0	0	0	0
3	C1	所得割課税額24,300円未満	8,200	4,100	0	0
	C2	所得割課税額24,300円以上 48,600円未満	8,800	4,400	0	0
4	D1	所得割課税額48,600円以上 64,700円未満	11,800	5,900	0	0
	D2	所得割課税額64,700円以上 80,900円未満	15,600	7,800	0	0
	D3	所得割課税額80,900円以上 97,000円未満	19,200	9,600	0	0
5	D4	所得割課税額97,000円以上 121,000円未満	22,000	11,000	0	0
	D5	所得割課税額121,000円以上 145,000円未満	24,800	12,400	0	0
	D6	所得割課税額145,000円以上 169,000円未満	27,600	13,800	0	0
6	D7	所得割課税額 169,000円以上 213,000円未満	30,200	15,100	0	0
	D8	所得割課税額213,000円以上 257,000円未満	31,800	15,900	0	0
	D9	所得割課税額257,000円以上 301,000円未満	33,400	16,700	0	0
7	D10	所得割課税額 301,000円以上 349,000円未満	34,800	17,400	0	0
	D11	所得割課税額 349,000円以上 397,000円未満	38,000	19,000	0	0
8	D12	所得割課税額397,000円以上	41,000	20,500	0	0

年齢基準日：令和5年3月31日

保育料の軽減について

- 母子・父子家庭や在宅障がい児（者）がいる世帯の場合は、次のとおり軽減されます。
C階層に属する世帯の場合には、1人目は標準時間3,800円・短時間3,400円、2人目は無料。
D1階層およびD2階層のうち所得割課税額が77,101円未満に属する世帯の場合には、1人目は標準時間3,800円・短時間3,400円、2人目は無料。
※在宅障がい児（者）の範囲：児童またはその父母まで
- 生計を同一とするお子さんが複数いる場合は次のとおり軽減されます。
C階層およびD1階層のうち所得割課税額が57,700円未満に属する世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において2人目に当たる場合は、1/2に減額。
D1階層のうち所得割課税額が57,700円以上に属する世帯およびD2階層以上の世帯の場合は、入園児が生計同一の範囲内において、保育園や幼稚園等に入園している児童のみで数えて2人目に当たる場合は、1/2に減額。
すべての階層において、入園児が生計同一の範囲内で3人目以降の場合は、無料。

保育料の納入方法について

保育料は、口座振替または納付書（毎月送付）によりお支払いいただきます。ただし、小規模保育園の場合は、上記または裏面の金額を、保育園が指定する方法で直接保育園にお支払いいただきます。

延長保育料について

保育標準時間・保育短時間の時間を超えて児童を預けた場合、上記または裏面表の保育料とは別に、延長保育料がかかります。金額や保育時間は、別紙「保育園の概要」をご確認ください。